

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「及び附則第八項第六号」を削り、「及び第十九条の六第一項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第十九条の七及び附則第十一項」を「第十九条の七第二項」に改め、同条第四項中「。附則第八項第六号において同じ。」を削る。

第十九条の七第一項中「及び附則第八項第七号」を削り、同条第二項第一号イ中「及び附則第八項第七号」を削り、「六月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の九十五」、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）を「百分の百十」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合には百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十」、十二月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則第八項から第十一項までを削る。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

号	俸	俸給月額 円
1		395,000
2		455,000
3		515,000
4		595,000
5		692,000
6		790,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		329,000
2		365,000
3		393,000

第六条第三項中「以下」を「次項及び次条において」に、「以下この条」を「同項及び第五項」に改める。

第七条第二項中「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（の）下に「平成九年法律第六十五号」を加え、「六月に支給する場合には」を削り、「十二月に支給する場合には」を「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「に、百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十九条の四第二項中」の下に「六月に支給する場合には」を加え、「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「を「十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

号	俸	俸給月額 円
1		373,000
2		421,000
3		471,000
4		532,000
5		607,000
6		709,000
7		829,000

第七条第一項の表を次のように改める。

第八条第二項中「一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律（の）下に「平成十二年法律第二百二十五号」を加え、「六月に支給する場合には」を削り、「十二月に支給する場合には」を「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「に、百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第九条中「一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律」の下に「平成十二年法律第二百二十五号」を加える。

第六条 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十九条の四第二項中」の下に「六月に支給する場合には」を加え、「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「を「十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員員の給与に関する法律（次条及び同項において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付職員員法又は改正後の任期付職員員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、それぞれ改正後の給与法、平成二十六年改正法附則第七条の規定による給与、平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付職員員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、又は改正後の任期付職員員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

(平成三十年四月一日における号俸の調整)

第三十条 平成三十年四月一日における三十七歳に満たない職員(同日において、改正後の給与法別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受けた職員)その職務の級が二級以上であるもの

第三十一条 平成三十年四月一日において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という職級の職員(以下この項において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という。)改正後専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高号俸を受けるもの及び一般職の職員の給与に

第二項若しくは改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。のうちに、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項の規定により昇給した職員(同日において平成二十六年改正法第二條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員)その職務の級が二級又は三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするもの」とし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするもの」とし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正) 第五條 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。 附則第二條及び第三條を削り、附則第一條の見出し及び条名を削る。 (一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正) 第六條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 附則第三條を削る。 (法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正) 第七條 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 附則第八條を削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 上川 陽子

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十八号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

- 別表第三俸給月額欄の欄中「五八五、四〇〇円」を「五八五、八〇〇円」に、「五五四、七〇〇円」を「五五五、一〇〇円」に、「五二四、七〇〇円」を「五二五、一〇〇円」に、「四九三、一〇〇円」を「四九三、五〇〇円」に、「四六二、六〇〇円」を「四六三、〇〇〇円」に、「四三五、二〇〇円」を「四三五、六〇〇円」に、「三九九、九〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三六一、四〇〇円」を「三六一、八〇〇円」に、「三二五、六〇〇円」を「三二六、〇〇〇円」に、「二九四、四〇〇円」を「二九四、八〇〇円」に、「二七二、五〇〇円」を「二七二、九〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。 第七條の二ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

第一条 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。))附則第四条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、改正後の給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
平成二十九年十二月十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十九号

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

26 当分の間、第六条の四第四項第五号に掲げる者に対する同項(同号に係る部分に限る。)及び附則第二十一項の規定の適用については、同号中「百分の八」とあるのは「百分の八・三」と、同項中「附則第二十一項」とあるのは「附則第二十一項及び第二十六項」とする。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「以後に」の下に「同項に規定する」を加え、「以下「新法」という。」を削る。

附則第三条第一項中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、「国家公務員退職手当法(以下」の下に「この項において」を加え、「附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当

暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号。以下この条及び次条において「法律第百六十四号」という。)附則第三項を「の規定」に、「以下この条及び次条において「法律第三十号」という。)附則第五項から第八項まで」を「附則第五項から第七項までの規定並びに」に改め、「以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。」及び「並びに附則第十一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第百四十六号」という。)附則第四項」を削り、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「第六条の五まで及び」を「第六条の五まで並びに」に、「附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第百六十四号附則第三項、法律第三十号」を「及び第二十六項の規定、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)に、「第八項まで、法律第六十二号附則第四項並びに法律第百四十六号附則第四項」を「第七項までの規定、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項の規定並びに附則第五項及び第六項」に改め、「以下「新法等退職手当額」という。」を削り、同条第二項第三号中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同項第六号中「新法」を「国家公務員退職手当法」と改め、「ついで」の下に「同項に規定する」を加え、「同じ」を「この項において「公庫等職員」という」に改め、「規定する独立行政法人等役員」の下に「以下この項において「独立行政法人等役員」という。」を加え、同項第七号から第九号までの規定中「新法第七条の二第一項に規定する」及び「新法第八条第一項に規定する」を削る。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条第一項中「新制度切替日」の下に「(附則第三条第二項に規定する新制度切替日をいう。次項において同じ。)」を加え、「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同条第二項中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

附則第六条第一項中「新法第六条の四」を「国家公務員退職手当法第六条の四及び附則第二十六項」に改め、同項の表第四項第六号口の項を削り、同条第二項中「の各号」を削り、「新法」を「国家公務員退職手当法」に、「同条第四項第六号口」を「同条第四項第五号口」に改め、同項第七号中「法律第百四十六号」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十六号)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十年一月一日から施行する。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

2 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「及び」を「並びに」に、「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)附則第三項」を「及び第二十六項」に、「第八項」を「第七項」に、「から第六項まで」を「第五項及び第六項」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

3 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第四項第一号中「まで及び」を「まで並びに」に改め、「第二十三項まで」の下に「及び第二十六項」を加え、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の八十五」を「六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の六十八」を「六月に支給するときは百分の六十八、十二月に支給するときは百分の七十六」に改め、同項第三号中「百分の五十一」を「六月に支給するときは百分の五十一、十二月に支給するときは百分の五十七」に改め、同項第四号中「百分の二十五・五」を「六月に支給するときは百分の二十五・五、十二月に支給するときは百分の二十八・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号	給料	月額	額
一	一	二	三	三四三、九〇〇円
	二	三	四	三六一、八〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
二	九	四一七、〇〇〇円
	八	四二七、〇〇〇円
	七	四三七、〇〇〇円
	六	四四七、〇〇〇円
	五	四五七、〇〇〇円
三	四	四六七、〇〇〇円
	三	四七七、〇〇〇円
	二	四八三、七〇〇円
	一	四九〇、四〇〇円
		五〇八、二〇〇円
一	二	五一九、一〇〇円
	一	五二六、四〇〇円
		五三三、七〇〇円
		二六八、五〇〇円
		二七二、九〇〇円
二	五	三〇七、一〇〇円
	四	三一四、五〇〇円
	三	三二一、八〇〇円
	二	三二九、二〇〇円
	一	三三六、六〇〇円
三	一	三六四、〇〇〇円
	二	三七二、二〇〇円
	三	三八〇、三〇〇円
	四	三八八、五〇〇円
	五	三九三、九〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の六十八、十二月に支給するときは百分の七十六」を「百分の七十二」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の五十一、十二月に支給するときは百分の五十七」を「百分の五十四」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の二十五・五、十二月に支給するときは百分の二十八・五」を「百分の二十七」に改める。

附則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(次項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

3 (給与の内払)

改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の秘書給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

競馬法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十一号

競馬法の一部を改正する法律

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。
附則第八条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十四年度」に改め、同条第二項中「平成二十九事業年度」を「平成三十四事業年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 齋藤 健
内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十二号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	報酬月額
最高裁判所長官		二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三〇二、〇〇〇円

判 事 補												判 事															
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	四三八、五〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三二、四〇〇円	二三八、五〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、一〇〇円	二七六、五〇〇円	二八六、八〇〇円	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円

区 分		俸 給 月 額
検 事 総 長	検 事 長	一、四六六、〇〇〇円
次 長	検 事	一、一九九、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	検 事	一、三〇二、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	検 事	一、一九九、〇〇〇円

法律第八十三号
 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表（第二条関係）

御 名 御 璽
 平成二十九年十二月十五日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。
 法務大臣 上川 陽子
 内閣総理大臣 安倍 晋三

附 則
 （施行期日等）
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
 （給与の内払）
 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

簡 易 裁 判 所 判 事	
九号	三四一、二〇〇円
十号	三一九、二〇〇円
十一号	三〇四、一〇〇円
十二号	二八六、八〇〇円
十三号	二七六、五〇〇円
十四号	二五四、一〇〇円
十五号	二四五、二〇〇円
十六号	二三八、五〇〇円
十七号	二三二、四〇〇円

		検 事																								
七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	四三八、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	二二二、四〇〇円	二三八、五〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、一〇〇円	二七六、五〇〇円	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	一〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円

		副 検 事							
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号
	二二一、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	二二二、四〇〇円	二二二、五〇〇円	二二二、五〇〇円	二二二、五〇〇円	二二二、五〇〇円	二二二、五〇〇円	二二二、五〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払となす。

旅館業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十四号

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第二項中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、洋式の構造及び設備を主とする」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三条第一項中「経営しようとする者」を「営もうとする者」に改め、同項ただし書中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「経営しよう」を「営もう」に改め、同条第二項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「前二号の二」を「第一号から第五号までのいずれか」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が前各号のいずれかに該当するもの

第三条第二項第一号中「この法律又は」を「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「違反して」の下に「罰金以下の」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第二項に次の一号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第三条の四中「かんがみ」を「鑑み」に、「営業の」を「旅館業の」に改める。

第四条第一項及び第三項中「営業の」を「旅館業の」に改める。

第六条第一項中「営業者は、」の下に「厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に」を、「その他の」の下に「厚生労働省令で定める」を加え、「当該職員」を「都道府県知事」に改める。

第七条第一項中「必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に、「営業の」を「旅館業の」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「且つ、関係者」を「かつ、関係者」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべしかを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第七条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二中「営業の」を「旅館業の」に改め、「規定に基く」を削り、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条中「若しくは」の下に「この法律に基く命令の規定若しくは」を加え、「第三条第二項第三号」を「第三条第二項各号（第四号を除く）」に、「期間」を「二年以内の期間」に、「営業の」を「旅館業の全部若しくは一部の」に、「当該営業」を「当該旅館業」に改める。

第八条の二中「営業の」を「旅館業の」に改め、「規定に基く」を削り、「前二条」を「第七条の二（第三項を除く）又は前条」に改める。

第十条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「又は三万円」を「若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「同条同項」を「同項」に、「経営した」を「営んだ」に改める。

第十一条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「五千円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「忌避した」を「忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条、第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅館業法（以下「旧旅館業法」という。）第三條第一項の許可を受けて旧旅館業法第二條第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者は、この法律による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者とみなす。

第四条 新旅館業法第八條（旅館業法第三條の二第一項に規定する営業者が新旅館業法第三條第二項各号（第四号を除く）に該当するに至ったときに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新旅館業法第三條第二項第一号、第二号、第三号（旅館業法又は同法に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く）、第六号（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が新旅館業法第三條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第七号（法人であつて、その業務を行う役員のうち新旅館業法第三條第二項第一号、第二号又は第三号（旅館業法又は同法に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当する者があるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）のいずれかに該当している旧旅館業法第三條第一項の許可を受けて旧旅館業法第二條第一項に規定する旅館業を営んでいる者が、引き続き新旅館業法第三條第二項第一号、第二号、第三号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日（次条及び附則第十条において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

(施行前の準備)

第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前においても、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同条第一項の許可を受けたものとみなす。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二十三の表第四條第二項第二号の項中「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(地方税法の一部改正)
 第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第七百一条の四十一第一項の表第九号中「旅館業法」の下に「昭和二十三年法律第三十八号」を加え、「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。
 (奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
 一 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号) 第十一条第四項第一号
 二 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第十一条第四項第一号
 三 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号) 第十二条第一項

(通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の一部改正)
 第九条 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
 附則第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除
 (罰則に関する経過措置)
 第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 野田 聖子
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 国土交通大臣 石井 啓一

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。
 御名 御璽
 平成二十九年十二月十五日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十五号
 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一号中「十年」を「十五年」に改める。
 附則
 この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
 平成二十九年十二月十五日

法律第八十六号
 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
 第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中、「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」に改める。
 第二十四条の二第二項中「十三万八千八百円」を「十三万八千八百円」に改める。
 第二十五条第二項中「十一万四千三百円」を「十一万四千三百円」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と改め、「百分の百六十七・五」と改める。

第二十五条の二第二項中「十万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百六十二・五」との下に「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と加える。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 田衛隊教団員俸給表(第四條一第五條関係)

職員の区分	職務の級	
	号	俸 給 月 額
1	1	200,600
	2	202,300
	3	204,000
	4	205,700
	5	207,500
	6	209,200
	7	210,900
	8	212,500
	9	214,300
	10	216,200
	11	218,100
	12	220,000

職員の区分	職務の級	
	号	俸 給 月 額
2	1	329,200
	2	331,400
	3	333,700
	4	335,800
	5	338,100
	6	340,300
	7	342,600
	8	344,900
	9	346,700
	10	348,800
	11	350,900
	12	353,000